

平成20年11月

(仮称)川崎市地球温暖化対策条例の考え方

**川崎市環境審議会温暖化対策特別部会事務局
川崎市環境局地球環境推進室**

I 今後の地球温暖化対策の方向性

1 今後の地球温暖化対策の方向性

川崎市の地球温暖化対策等

排出状況

- ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄が削減したため、1990年と比較して、2006年の温室効果ガスは8.9%の削減を達成
- 二酸化炭素については微減

取組状況

- 手続きを義務付ける中で、自主的な取組を誘導する建築物環境配慮制度、環境影響評価制度などあり
- 再生可能エネルギーについては、助成金といった経済的手法を導入し、設置を誘導
- 直接、地球温暖化対策に直結するものとしては、かわさき地球温暖化対策推進協議会による普及啓発などが中心

国際動向(COP14など)
他都市の大胆な目標設定
市の大胆な目標の達成

対策を強化し総合的に推進
手続きの義務付けを含めた対応強化
基本的ルールが必要

地球温暖化対策条例を策定し対応

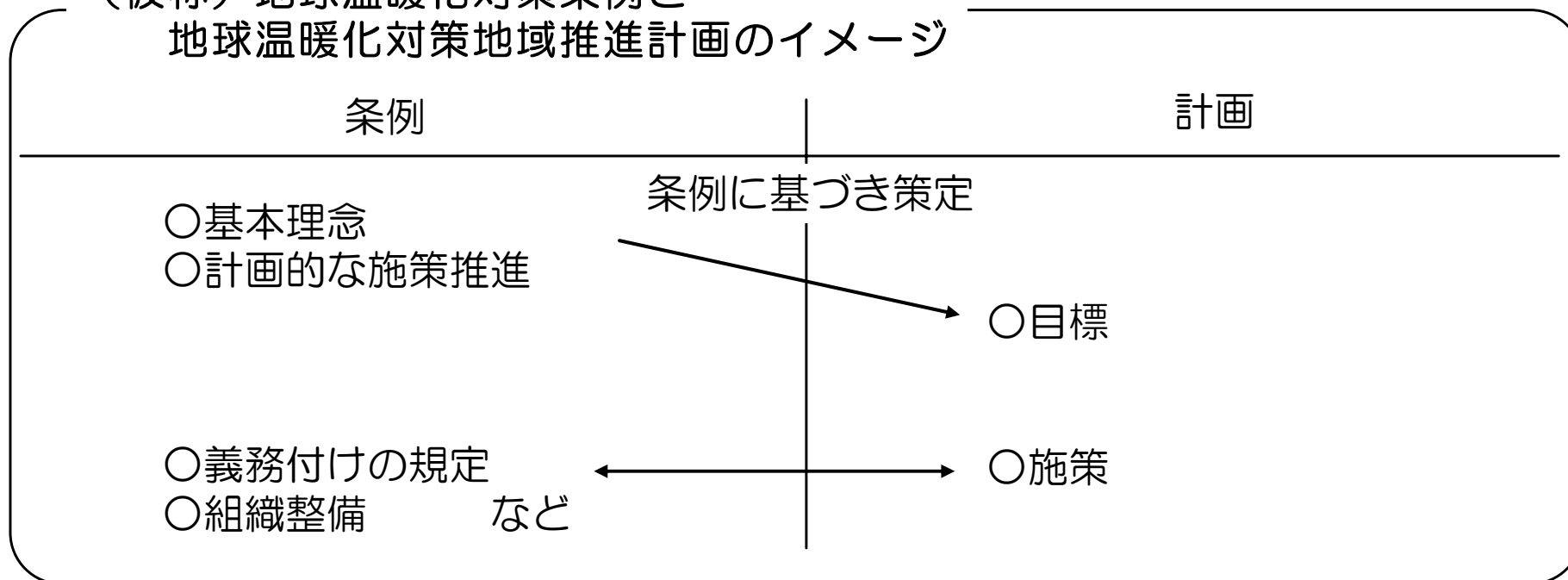
※地球温暖化対策を総合的に推進するため、計画の上位にあたる基本的なルールを議会の議決を経て策定

※権利を制限し、義務を課すような規定については条例が必要

I 今後の地球温暖化対策の方向性

2 (仮称)地球温暖化対策条例と地球温暖化対策地域推進計画

(仮称) 地球温暖化対策条例と
地球温暖化対策地域推進計画のイメージ



Ⅱ (仮称)地球温暖化対策条例策定にあたっての考え方

(仮称)地球温暖化対策条例策定にあたっての基本的な考え方

①地域特性を活かしながら、総合的に推進

産業部門のみならず、業務、家庭、運輸における削減、さらには再生可能エネルギーの導入なども含め、総合的に取組を推進

②全市的な推進体制の整備

市役所における全庁的な推進体制とともに、市民、事業者と協働して地球温暖化対策に取り組む体制の整備

③広域的な取組の推進

地球温暖化対策は地域での課題に留まらないことから、八都県市など、広域的な取組と協調しながら地球温暖化対策を推進

● 地域の特性を活かしつつ、広域的な視点も踏まえながら、総合的に温暖化対策を推進していく「地球温暖化対策のルール」として活用

Ⅲ 他都市の条例制定の動向など

1 他都市の条例制定動向

都道府県	埼玉県	埼玉県地球温暖化対策推進条例	パブコメ実施中
	東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	2000年(2008改正)
	神奈川県	神奈川県地球温暖化対策推進条例(仮称)	パブコメ実施中
	徳島県	徳島県地球温暖化対策推進条例	2008年10月議会可決
政令市	横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	2002年(改正諮問済)
	京都市	京都市地球温暖化対策条例	2005年
	広島市	広島市地球温暖化対策推進条例(未成立)	2008年9月議会提案否決

条例のタイプは2つ

- ①生活環境保全条例に地球温暖化に係る条項を追加
- ②地球温暖化対策に特化した条例

本市の対応

地球温暖化対策を積極的に推進していく視点に立って、地球温暖化対策に特化した(仮称)地球温暖化対策条例の制定を検討

Ⅲ 他都市の条例制定の動向など

2 他都市条例の主な内容

項目	内容
目的	
各主体の責務	市民、事業者、市の責務を規定 (一部滞在者、旅行者、市民団体などの責務も規定)
市による基本的施策	・計画的な地球温暖化対策の推進 (地球温暖化に係る計画なども規定) ・具体的な市の施策などを規定
地球温暖化対策に係る基本的な取組	・事業活動における環境配慮行動 ・再生可能エネルギーの導入 ・地球温暖化対策に関する普及啓発や環境教育 ・その他、廃棄物の発生抑制、緑化、環境産業の育成、国際協力の推進など
他の地方公共団体との関係	・他の地方公共団体との連携について記述
推進体制	・地球温暖化対策推進協議会、地球温暖化防止活動センター、地球温暖化防止活動推進員 など

こうした事項のうち、権利を制限したり、義務を課すものについては**必ず条例で規定する必要がある**

上記以外の事項については、条例の根拠は必ずしも必要でないが、事業の根拠などを、議会の議決を経て条例で定める効果は大きい

※ その他、目標値を条例上定めているものなどもある

Ⅲ 他都市の条例制定の動向など

3 他都市条例における義務付け事項

分野	条例の規定事項
転換部門 (エネルギー供給)	・ <u>エネルギー環境計画書(電気事業者)</u> ・域内エネルギー使用実績提出
産業部門	・ <u>排出量削減計画・報告制度(産業部門の事業者)</u>
民生部門(家庭)	・省エネラベル添付
民生部門(業務)	・ <u>排出量削減計画・報告制度(民生部門の事業者)</u>
運輸	・ <u>自動車管理計画・報告制度(トラック業者など)</u> ・ <u>低公害車導入計画・報告(トラック業者など)</u> ・自動車環境情報説明(※) ・アイドリングストップ(※)
緑化	・緑化計画書制度(※)
横断的	・ <u>建築物環境配慮制度(※)(建築主)</u> ・再生可能エネルギー導入検討の義務付け ・ <u>地域計画書制度・エネルギー有効利用計画書(開発事業者等)</u> ・ <u>環境影響評価制度(※)</u>

下線は計画・報告制度、(※)は川崎市で導入済み

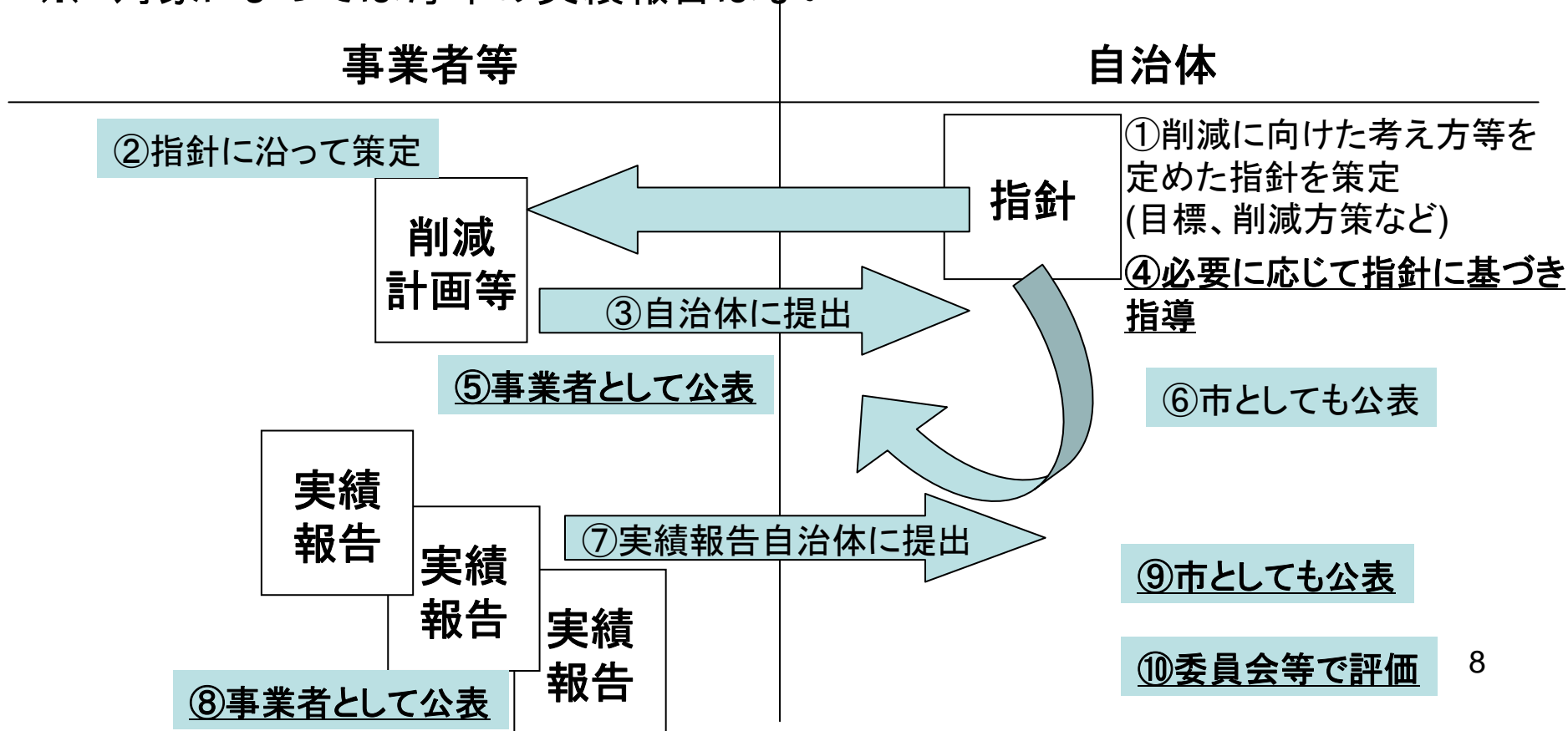
Ⅲ 他都市の条例制定の動向など

4 計画書・報告書制度の概要等

温室効果ガス総量の削減などについて、計画の策定・提出・公表、毎年、実績報告の作成・提出・公表を義務付けるものが多い(以下、「計画・報告」という)

⇒事業者等の自主的取組を促す

※ 対象によっては毎年の実績報告はない



Ⅲ 他都市の条例制定の動向など

5 他都市条例における計画書・報告書以外の義務付け事項

分野	条例の規定事項
転換部門 (エネルギー供給)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>域内エネルギー使用実績提出</u> 域内のエネルギー需要側の使用実績を自治体に報告(千代田区など)
民生部門(家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>省エネラベル</u> 家電等の省エネラベル添付(京都市など)
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>自動車環境情報説明</u> 自動車の販売時に排ガス性能などの説明を義務付け ・<u>アイドリングストップ</u>
横断的	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>再生可能エネルギー導入検討の義務付け</u> 開発や建築に際して再生可能エネルギーの導入の検討を義務付ける



IV (仮称)地球温暖化対策条例のイメージ

川崎市の特徴・課題などからみた温暖化対策のありよう

I 強みを伸ばし、アピール

市内の事業者は先進的な環境技術や省エネルギー技術を有し、事業活動を通じて温室効果ガスの低減に貢献しており、このような強みを伸ばし、アピールする必要

II 再生可能エネルギーの導入

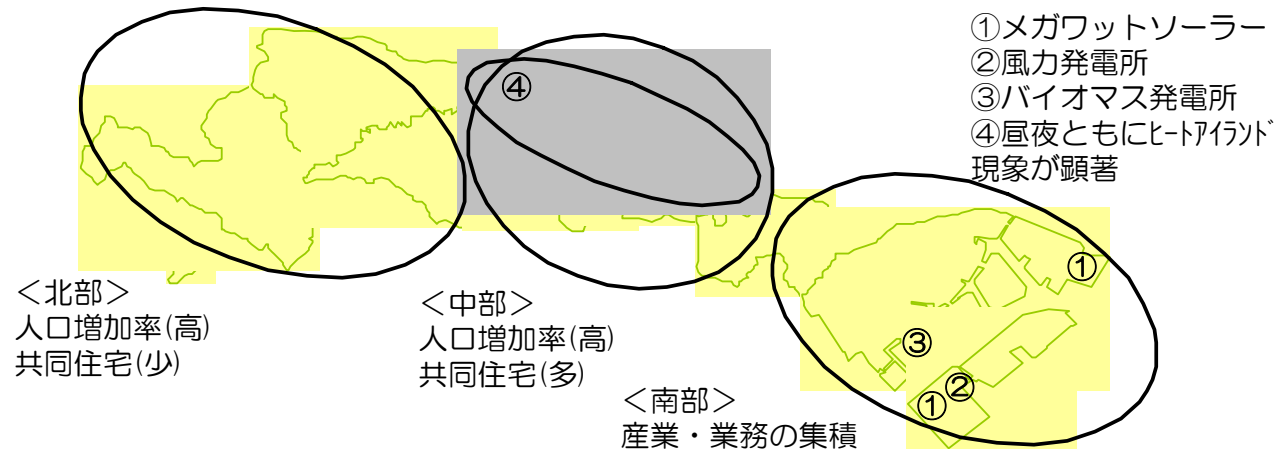
大規模・高効率な火力発電所等を有し、首都圏のエネルギー供給の一翼を担う地域であるほか、メガワットソーラーなど象徴的な施設の立地が進んでいることから、この強みを伸ばし、アピールしていく必要

III 地域の特徴に応じた対応・身近な取組強化

約140万の人口を有する政令指定都市であるが、南北に長く、区ごとに異なる特徴を有している中で、特に住民からの温室効果ガスは増加傾向にあることから、温暖化対策を住民に身近なものとしていくなど、地域での対応が必要

IV 都市問題への対応

都市化の顕著な地域として、ヒートアイランド対策、交通対策などに取り組む必要



(仮称)地球温暖化対策条例

地球温暖化対策地域推進計画

IV (仮称)地球温暖化対策条例のイメージ

地球温暖化対策条例のイメージ（制度新設の必要なもの）

地球温暖化対策に係る基本理念や基本施策等とともに、次の事項を規定

- ① 事業者の環境技術や省エネルギーに係る先駆的な取組を市民からも見えるようにするため、計画的な取組や温室効果ガス排出状況を報告するとともに、評価を行う制度（計画書・報告書制度）(I)
- ② 開発行為等における再生可能エネルギーの導入を検討させ、計画等を策定する制度(II)
- ③ エネルギー供給事業者による情報提供(III)
- ④ 市民活動の拠点整備（地球温暖化防止活動推進センターなど）(III)
- ⑤ 温暖化防止活動推進のための組織整備(III)

計画イメージ

条例に基づき、基本計画と実施計画を策定し、次の事項を規定

基本計画

- 基本理念
- 目標 等

実施計画

- 施策 等